

令和8年度

事業計画

ゆめクラブ神奈川・マスコットキャラクター



ゆめクラブ神奈川
公益財団法人神奈川県老人クラブ連合会

令和8年度事業計画の策定にあたって

昨年、団塊の世代が75歳以上となり、本格的な超高齢者社会に入りました。一人暮らしや高齢の夫婦だけの家庭も増えることが予測されており、一昨年の令和6年4月には孤独・孤立対策推進法も施行されました。高齢者に限らず、子どもや若者から高齢者までの、孤独・孤立対策の推進が求められています。

神奈川県老人クラブ連合会は、活力ある社会の実現などを目的とする公益法人制度改革のもと、平成24年度に公益財団法人として新たなスタートを切りました。この移行時に神奈川県へ提出した申請書を見ると、老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織で、高齢者の生きがいを高め、健康づくりを進める活動やボランティア活動を始めとした地域を豊かにする各種事業を行っていること、そして超高齢社会を迎えている神奈川県において、元気な高齢者の集まりとして、活力ある地域づくりの担い手として欠くことのできない存在となっていると、その役割について述べています。

そして、今、国や地方自治体は、“地域共生社会の実現”をスローガンに掲げ、地域の中での人間同士のつながりの大切さをあらためて求めています。

老人クラブが、地域の中で、人と人とのつながりを築いていく一つの核になるべく、昨年に引き続き、“持続可能な老人クラブ”、“地域との連携”をテーマに、市町村老人クラブ連合会と力を合わせ、老人クラブ活動の一層の活性化に努めていきたいと思えます。

令和8年度事業計画

1 『か』かがやいて元気に生きる

(1) 高齢者健康づくり実践教室の実施

《県委託事業》

超高齢社会が進展する現代社会においては、病気になることなく何歳まで自立して生活できるかはとても重要なテーマである。「のばそう健康寿命！」の実現に向けて健康づくり実践教室の開催や、フレイル予防など健康維持・増進に関する知識や実践方法の習得を地域で推進する人材を育成する。

(2) ブロック老連で行うニュースポーツ交流事業への支援

ゆめクラブ会員に人気のあるニュースポーツのブロック単位での開催は、隣接する市町村会員との交流と健康づくりに、また会員以外の県民の老人クラブ活動への体験、理解にも資するものであり、県老連としても支援する。

(3) 健康チャレンジフェアかながわへの参加

健やかで、心豊かな暮らしの実現と健康寿命の延伸を目指し、食生活・運動等の健康増進の取り組みを推進するため、健康づくり実践活動の普及・啓発を目的に開催される「健康チャレンジフェアかながわ」実行委員会に参画する。

(4) 高齢者社会参画・生きがいづくり支援事業

《県委託事業》

地域に密着した組織として、健康づくり活動、生きがい活動、友愛活動等に取り組む老人クラブ活動との連携・協働により、健康寿命日本一に向けた高齢者の健康づくり、生きがいづくりによる介護予防を推進する。

－ゆめクラブ大学－

老人クラブ会員以外の人を含め、高齢者を対象として、県内6箇所では「ゆめクラブ大学」を開講し、健康体操等健康づくり、生きがいづくり等に係る講座を実施する。

(R8年度計画) 各ブロックにおいて、各2回実施

80,000円×6ブロック×2回＝960,000円

－地域支援事業担い手養成研修事業－

老人クラブ会員以外の人を含め、高齢者が地域支援事業の担い手として活躍するために必要な知識やノウハウを習得し、社会参加の普及促進を図る。

(R8年度計画)

- ・4モデル地区で研修 ア担い手養成研修2地区、

100,000円×2地区＝200,000円

イ新しい生活様式でつながる研修2地区)

100,000円×2地区＝200,000円

- ・シンポジウム(1回)を実施

地域支援事業担い手養成の成果を全県へ普及することを目的として実施

－老人クラブ運営等支援－

会員の高齢化などにより活動の継続が難しくなっている老人クラブに対して、持続可能な老人クラブの運営やクラブの活動活性化に向け、地域を越えた広域クラブ、趣味活動を主体としたクラブ、準会員制度など若手会員の獲得等について研究し、助言、サポートを行う。

(5) 高齢者孤立支援事業

《県委託事業》

高齢者の孤立を防ぐことを目的に、孤立高齢者を市町村・老人クラブ・NPO等の機関・団体等へ繋げる担い手を養成するとともに、孤独・孤立対策の機関間のネットワークを形成する協議会を設置する。

(6) シニアフェスタ2026への協賛及び参加

《県委託事業》

かながわ福祉サービス振興会で開催する健康とスポーツの集い「かながわシニアスポーツフェスタ2026」に協賛するとともにクラブ会員の参加を呼びかける。

2 『な』なかまを広げて仲良く生きる

(1) 友愛チーム活動事業の推進

《県補助対象事業》

全単位クラブに友愛チームの結成を目標に、在宅等の高齢者仲間の生活や孤独感の解消等相互の支援活動をする友愛チームを編成し推進する。

(R8年度計画) 470チーム R7年度は457チーム

在宅等友愛チームの活動に対する助成 @19,000円

(2) 友愛活動等支援事業の実施

《県補助対象事業》

多くの高齢者が、地域社会の中で生きがいのある生活を送れるよう、会員以外の高齢者も含め、拡がりのあるクラブ活動の展開を図る。

友愛サロン等への支援 30市町村老連 @35,000円

(3) 友愛チーム資質向上研修会の開催(訪問支援推進員養成)《県委託事業》

友愛チーム員と関係者が集い、その活動の資質向上のため、ブロック単位に研修会を開催する。6ブロック(湘南ブロックは、2か所で開催)

(@ 50,000円×7か所) = 350,000円

(4) 地域活動支援事業

《A, Bは県委託事業》

市町村老連が行う次世代、他団体との交流及び老人クラブ開放・地域連携モデル事業、高齢者による交通安全、防災、防犯等地域の安全安心の普及啓発並びに情報機器を活用した事業への支援を行う。(1老連1事業を選択)

A 老人クラブ開放・地域連携モデル事業 (@20千円×12)

B 地域の安全安心支援事業 (@20千円×6)

C 情報機器活用事業 (@20千円×7)

(5) ゆめクラブ社会奉仕の日統一活動事業の実施（全老連との連携事業）
本事業の発案老連として、9月20日を中心とした美化活動・環境にやさしい活動への参加を各市町村老連に呼びかける。 《県委託事業》

(6) 老人クラブ会員増強運動の推進
全国の会員増強活動の成功事例を参考にしながら、10月～3月の「老人クラブ加入促進月間」を中心に、更なる会員増強を目指す。

(7) 新しいクラブへのスタート支援
解散・休会の復活、市町村老連未加入クラブの加入を支援する。
解散・休会・市町村老連へ加入するクラブを対象に30,000円のスタート支援
30,000円×10クラブ 当該市町村老連へ助成する

3 『が』学習・参加で豊かに生きる

(1) 情報

ア 広報紙『ゆめジャーナル神奈川』の発行、HPの更新
会員の日常生活やクラブ活動に役立つ健康・生きがい情報を提供する。

(年2回)

(R8年度計画) 7月及び1月に発行

イ 市町村老連実態調査の実施 《県委託事業》
市町村老連の組織状況及び活動状況について調査する。

(R8年度計画)

・令和8年7月1日現在のクラブ数、会員数及び実施事業等に関する調査を実施し、取りまとめの上関係機関へ提供する。

(2) 学習

ア 役員研修会の開催 《県補助対象事業》
県老連役員・評議員・監事を対象に当面する課題について研修と協議を行う。

(R8年度計画) 7月と12月の年2回開催

イ ブロック別単位クラブリーダー・新任会長等研修会の開催 《県補助対象事業》
県下6ブロック7か所において、単位老人クラブの新任会長等のリーダーを対象に、基本事項の習得に加え活動事例の研究や専門家の講演等を行い、老人クラブリーダーの資質の向上を目指す。

(R8年度計画) 6ブロック7か所で柔軟自主的に実施

(@50,000円×7か所+リーダーテキストの作成と配布、一部県老連で担当)

ウ 女性指導者研修会の開催 《県委託事業》
会員の過半数を占める女性会員の中からリーダーの養成を図るための研

修会を開催する。

(R8年度計画) 地域活動推進員研修会との合同開催 年2回開催予定

エ 地域活動推進員会議研修会の開催 《県補助対象事業》

市町村老連の運営及び事業を担当する男女各1名の活動推進員会議構成員を対象に、クラブ活動の活性化や若手会員の獲得など今日的重要課題の解決のための研修を行う。

(R8年度計画) 年1回開催 → 年2回程度の開催

オ 市町村老連事務局長・担当者会議の開催 《県委託事業》

県老連事務と密接に関わる、市町村老連及びブロック老連幹事の窓口である事務局長・担当者を対象に、情報交換や事務処理等に関する会議を行う。

(県老連主催 年1回)

カ 市町村老連の指導育成・6ブロック老連連絡調整 《県委託事業》

市町村及び6ブロック単位で行う様々な行事に対して、企画及び調整、情報提供などを行いながら事業の充実を相互に支援する。

(R8年度計画) 6ブロックに対して助成

基準額 45,000円+50円×クラブ数 6ブロック)

キ 関東ブロックリーダー研修会への参加 《県補助対象事業》

関東ブロック1都11県5市の老人クラブリーダーによる研修

(R8年度計画)

期 日 令和8年6月24日(水)～25日(木)

場 所 静岡県 掛川市 宿泊費 22,000円

・参加者：足上ブロック代表、女性会議から各1名、組織代表等計3名
表彰受賞者の参加は自己負担

ク 関東ブロック活動推進員研修会の開催

関東ブロック1都11県5市の老人クラブリーダーによる研修

(R8年度計画)

期 日 未定

場 所 神奈川県川崎市(未定)

ケ 全老連主催研修会への参加 《県補助対象事業》

全老連が主催するセミナー(活動推進員等セミナー、高齢者の健康づくり・生活支援セミナー)に役職員、活動推進員等が参加し研鑽を図る。

4 『わ』わくわくニコニコ楽しく生きる

(1) ゆめクラブ神奈川の基盤の強化

役員会の開催

会の運営及び事業執行のために役員会、委員会等を開催する。

- ・役員会：理事会、評議員会、監事会
- ・ゆめクラブ神奈川再生特別委員会(R6からは正副理事長会で担当)

(2) 県老連功労者のつどいの開催

単位クラブ、友愛チーム及び市町村老人クラブ連合会等において功労のあった方々に対してその功績を称え顕彰する。 《県委託事業》

(R8年度計画) 会場、日程は未定

日程：未定(令和8年11月又は12月)

場所：未定 令和7年 横浜市開港記念会館 令和6年 県庁大会議場

(3) 賀詞交歓会の開催

ゆめクラブ会員や市町村リーダー、関係者等が一堂に会した交流会を行う。

(R8年度計画)

日程：令和9年1月8日(金)ホテル「ザ・ノット・ヨコハマ」会費 未定

(4) 全国老人クラブ大会への参加

開催月日 令和8年11月26日(木)～27日(金) 鳥取県

参加者 県央ブロック、女性会議、組織代表 計4名

表彰受賞者の参加は自己負担

5 関連機関・団体との連携強化

(1) 行政機関との連携・協働

高齢者福祉及び老人クラブ活動事業の充実を目指し、全老連等と呼应しながら、神奈川県や市町村行政機関との連携・協働を図る。

(2) 高齢者健康・福祉・文化団体・企業等との連携

神奈川県社会福祉協議会、かながわ福祉サービス振興会、企業等、様々な組織・団体との連携を図り、高齢者福祉と老人クラブ活動の活性化を図る。

6 重点目標

(1) 新しい老人クラブを作ろう

- ・解散や休止中の老人クラブの復活や新クラブの創設、若手会員の獲得と活用、地域を越えて参加できる広域的クラブなど、老人クラブの一層の魅力化への可能性を試みる。

(2) ICTを活用した老人クラブの見える化

- ・スマホによる会員間の連絡やホームページ、公式ラインを活用した老人クラブの広報普及に努め、地域への老人クラブ活動の見える化を促進する。

(3) 地域の多様な団体・組織、地域住民との連携

- ・自治会、地域包括支援センター、民生委員、学校、子供会、サークル活動

など地域の多様な団体との連携を深め、地域に仲間づくりの輪を拡げる。

(4) 友愛活動の一層の充実

- ・全単位クラブへの友愛チームの結成を目標に友愛活動への理解を進め、高齢者の孤独・孤立対策への貢献など、友愛活動の一層充実を図る。

(5) 地域活動推進員の活動の活性化

- ・市町村老連における地域活動推進員の役割を改めて見直し、地域の人材や資源を活用した老人クラブ活動の一層の活性化、魅力化に努める。

(6) 民間企業等からの外部資金の獲得

- ・老人クラブの高齢社会に果たす役割へ理解を求め、老人クラブ活動に関連にする民間企業等からの寄付金の協力を得て、老人クラブ活動の一層の活性化への資金に資する。

(7) 県老連の財政再建に向けた継続的で不断の見直し

- ・令和5年度のゆめクラブ神奈川再生特別委員会の答申も踏まえ、神奈川県と共同した不断の見直しを進める。

(1) 公益目的事業について

事業番号	事業の内容
公 1	老人クラブ等活動推進事業

〔1〕事業の概要について（注1）

1 老人クラブの役割

老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織で、高齢者自らの生きがいを高め、健康づくりを進める活動やボランティア活動を始めとした地域を豊かにする各種事業を行っている。その活動及び役割は、介護保険制度の導入に伴い高齢者を主体とした介護予防と相互の生活支援という観点から、今後益々期待されているところである。

超高齢社会を迎えている本県において、老人クラブは元気な高齢者の集まりとして、活力ある地域づくりの担い手として欠くことのできない存在となっている。

2 神奈川県老人クラブ連合会の役割

神奈川県老人クラブ連合会は、市町村老人クラブ連合会や老人クラブの活動に対して、助言・指導等を行うことにより、高齢者の生きがいづくりを基盤に、老人クラブ活動の基幹であるA健康づくり活動、B高齢者相互支援友愛活動、C社会奉仕活動の全国三大運動をはじめ、世代間交流や安全安心の取り組み等幅広い活動を積極的に推進している。

また、「第7次健康を進める運動」や「在宅福祉を支える友愛活動」など全国的な共同事業を展開し、全国規模のネットワークとしてクラブ相互の連絡調整を行っている。

3 公益目的事業

(公1) 老人クラブ等活動推進事業

ア 老人クラブの育成指導及び活動推進に資する事業

- 老人クラブ等活動推進員を設置し、各老人クラブの活動に対し、助言・指導を行っている。
- 老人クラブや市町村老人クラブ連合会の活動を推進するための企画立案を行っている。
- 老人クラブ活動の推進を図るため、各市町村連合会のリーダーを育成する研修会等を開催している。

(主な事業)

(ア) 高齢者地域リーダーの育成

- ・ 単位クラブリーダー・新任会長研修会開催支援
- ・ 地域活動推進員研修会の開催
- ・ 女性リーダー研修会の開催(地域活動推進員研修会と合同実施)
- ・ 役員研修会の開催
- ・ 会員加入促進運動の推進
- ・ 一般高齢者の体験参加の呼び掛け

(イ) 全国老人クラブ連合会・関東ブロック研修会への参加

(ウ) 市町村連合会の指導育成及び連絡調整

イ 高齢者の生きがいや健康づくり・介護予防を推進する事業

- 高齢者の生きがいや健康増進を図るための講習会の開催
- 高齢者向けのニュースポーツの普及、市町村連合会間の交流の集い開催

(主な事業)

- ・ 高齢者健康づくり教室の開催
- ・ ニュースポーツ交流の集いの開催支援
- ・ 健康づくり実践事業に対する支援
- ・ 健康ウォーキングの普及
- ・ 体力測定の普及
- ・ シニアフェスタ事業の協賛及び参加
- ・ 全国老人クラブ連合会健康セミナーへの参加

ウ 高齢者の地域における支え合い、暮らしの安全・安心に資する事業

- 在宅や施設を利用する高齢者の生活の孤独感の解消等、相互支援活動をする友愛チームの編成の推進
- 友愛チーム資質向上研修会や研究協議会の運営支援
- 市町村連合会が行う次世代交流、老人クラブ開放、地域連携モデル活動、老人クラブによる交通安全、防災防犯等地域の安全・安心活動並びにパソコン活用事業への支援

(主な事業)

(ア) 友愛チーム活動の推進

- ・ 友愛チーム資質向上研修会の実施
- ・ 市町村連合会が実施する研修会への支援
- ・ 市町村連合会高齢者訪問支援研究会の開催支援

(イ) 地域活動推進事業

- ・老人クラブ開放・地域連携モデル事業の開催支援
- ・パソコン活用事業に対する支援
- ・子どもの見守り、交通安全、防犯防災地域の安全・安心事業の支援

(ウ) 社会奉仕の統一活動事業の実施

老人週間を契機に全国一斉「社会奉仕の日」(9月20日)を設定し、全クラブ参加のもとに美化運動等に
取り組み、地域社会に対する感謝と地域の担い手としての活力を示すボランティア活動を実施する。

(エ) 共同募金該当活動の実施

毎年10月1日の「共同募金会主催の県中央会場に参加し街頭募金活動を実施するとともに、県内各地域
において街頭募金活動に参加する。

エ 老人福祉を増進するための調査研究及び諸施策を推進する事業

- 市町村老人クラブ連合会実態調査の実施
市町村連合会の組織状況、活動状況の実態調査を実施し、クラブ活動の活性化を図る。
- 神奈川県老人クラブ連合会の広報誌の発行
ゆめジャーナルの発行
- 関係機関、団体との連携

県等行政機関、関係団体が運営する委員会、協議会等に委員として参画し、高齢者の視点か意見を提言。

オ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

- 老人クラブ等功労者のつどいの開催
神奈川県高齢者福祉関係功労者等知事表彰と共催で神奈川県老人クラブ等功労者理事長表彰を行い、老
人クラブが実施している様々な活動に功績のあった個人、団体並びに県老人クラブ連合会に協力支援しそ
の発展に寄与した個人、団体を表彰し、老人クラブ活動の一層の発展充実を図っていく。

4 その他

(1) 本事業実施のための財源

本会の事業は、県、及び民間団体からの補助金・委託金、分担金(会費)等による。

(2) 公益事業を一つにまとめた理由

本会の事業は、地域を活動の基盤とする単位老人クラブや市町村老人クラブ連合会の活動を支援・指導する
ための事業が中心で、(1)健康づくり、介護予防事業、(2)高齢者の地域支え合い、暮らしの安全・安心事
業、(3)社会奉仕活動事業は、地域の高齢者福祉の増進を目的として、総合的に実施することにより、大き
な効果を得ることができる事業であるため、密接不可分な事業として一つにまとめたものである。

(3) その他の事業（相互扶助等事業）について

事業計画 別紙 2

事業番号	事業の内容	定款（法人の事業又は目的）上の根拠
他 1	賀詞交歓会	この法人の目的を達成するために必要な事業
事業の概要		
<p>神奈川県議会議員や高齢者の福祉施策を所管している県福祉子どもみらい局等の行政機関や当会の事業運営に協力をいただいている関係団体等並びに各市町村老人クラブ連合会等が一堂に会して新年を祝うとともに交流を行うことにより連携を深め、事業の円滑な推進を図る機会としている。</p> <p>令和9年1月8日 会場：ホテルザノット</p>		
本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注）		
許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

事業番号	公 1
------	-----

[2]事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	第4条第1講第1号～第5号
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
04	【4 高齢者の福祉の増進を目的とする事業】(公財)神奈川県老人クラブ連合会は、老人福祉法の精神に基づき、県内の老人クラブ活動の充実をはかりと共に、老人の健康保持及び生活の安定向上を期し、もって老人の福祉の向上に寄与することを目的に設立した法人であり、本会が取り組んでいる事業は、まさに公益認定法別表二に掲げる公益目的事業の「4 高齢者の福祉の増進を目的とする事業」に該当するものと考えます。

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1。))			
(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	その他説明事項	
(3) 講座、セミナー、育成	<p>1.当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。</p> <p>(注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。</p> <p>3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。</p> <p>(注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。</p> <p>4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p>	<p>(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのがわかるように記載してください。)</p> <p>(老人クラブの育成指導及び活動推進に関する事業:地域活動推進会議研修会・女性リーダー研修会・役員研修会、高齢者の生きがいや健康づくり・介護予防を推進する事業:高齢者健康づくり教室)</p> <p>1 老人クラブは、高齢者の福祉の増進を目的に自主的に活動しており、県老人クラブ連合会は、この老人クラブの活動を推進することを目的に掲げている法人である。それぞれの地域で老人クラブ活動を推進することは、活力ある地域づくりに寄与するものであり、不特定多数の地域住民の利益の増進に寄与するものである。</p> <p>2 老人クラブへの入会は常に門戸は開かれており、老人クラブにおいて地域づくりに参画したいという意思のある方であれば、老人クラブ各種研修会をいけることは可能である。</p> <p>3 研修会修了者の老人クラブ等における活動において、随時、相談及び助言を行い、実効性を高めている。また、講師は講義内容に応じて学識者や資格を有した専門の方をお願いしている。</p> <p>4 外部講師に対する報酬は、行政機関や類似の団体の基準を参考に支払っており、過大な報酬が支払われることはありません。</p>	
(5) 相談、助言	<p>1.当該相談、助言が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該相談、助言を利用できる機会が一般に開かれているか。</p> <p>3.当該相談、助言には専門家が適切に関与しているか。(例:助言者の資格要件を定めて公開している)</p>	<p>(老人クラブの育成指導及び活動推進に資する事業:会員加入促進活動の推進・一般高齢者への呼びかけ)</p> <p>1 老人クラブは、高齢者の福祉の増進を目的に自主的に活動しており、県老人クラブ連合会は、この老人クラブの活動を推進することを目的に掲げている。それぞれの地域で老人クラブ活動を推進することは、活力ある地域づくりに寄与するものであり、不特定多数の地域住民の利益の増進に寄与するものである。</p> <p>2 老人クラブ活動が適切に行われることにより、より活力ある地域社会をつくることできる。県老人クラブ連合会が行う老人クラブ及び市町村老人クラブ連合会への助言・指導は、老人クラブ当の適切かつ効果的な活動を後押しするものであり、各クラブに属する高齢者に広く機会が開かれていると考えられる。</p> <p>3 県老人クラブ連合会には、全国老人クラブ連合会の研修で、老人クラブの組織、運営、活動及び歴史等について専門的な研修を受講した老人クラブ等活動推進員を配置している。</p>	

(6) 調査、資料収集	<p>1.当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか。 (注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。</p> <p>3.当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4.当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。</p>	<p>(老人福祉を増進するための調査研究及び諸施策を推進する事業:調査、資料収集)</p> <p>1 老人クラブは、高齢者の福祉の増進を目的に自主的に活動しており、県老人クラブ連合会は、この老人クラブ活動を推進することを目的に掲げている法人である。それぞれの地域で老人クラブ活動を推進することは、活力ある地域づくりに寄与するものであり、不特定多数の地域住民の利益の増進に寄与するものである。県老人クラブ連合会は、老人クラブ活動や地域社会の活性化に役立てるため、市町村老人クラブ連合会の実態調査を行って射る。</p> <p>2 調査結果を取りまとめた際には、県、市町村、市町村老人クラブ連合会や関係団体に提供し、広く公表しており、問い合わせにも応じている。</p> <p>3 実態調査で専門的要素が少ないため、分析とは直営で行っている。</p> <p>4 直営で実施している。</p>	
(8) キャンペーン、〇〇月間	<p>1.当該キャンペーンが不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.公益目的として設定されたテーマを実現するプログラムになっているか。(例:テーマで謳っている公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか)</p> <p>3.要望・提案を行う場合には、)要望・提案の内容を公開しているか。</p>	<p>(高齢者の生きがいや健康づくり介護予防を推進する事業:全老連と連携して健康を進める運動、高齢者の地域における支え合い、くらしの安全・安心に資する事業:社会福祉の日統一活動・共同募金該当活動)</p> <p>1 老人クラブは、高齢者の福祉の増進を目的に自主的に活動しており、県老人クラブ連合会は、この老人クラブ活動を推進することを目的に掲げている法人である。それぞれの地域で老人クラブ活動を推進することは、活力ある地域づくりに寄与するものであり、不特定多数の地域住民の利益の増進に寄与するものである。内閣府が主催する「老人の日・老人週間」や「社会奉仕の統一活動」等の行事を集中的に行うことにより、高齢者の生きがいづくり、健康づくり等の推進の必要性及び重要性に関する意識のの効用を図っている。また、年間を通して、全国老人クラブ連合会や行政機関と連携して、「第7次健康を進める運動」「在宅福祉を支える友愛活動」「高齢者交通事故防止運動」「消費者被害防止運動」等のキャンペーンに取り組んでいる。</p> <p>2 健やかな長寿社会の推進を目的に実施しており、業界団体の販売促進や共同宣伝は行っていません。</p> <p>3 要望・提案を伴うキャンペーンは実施していません。</p>	
(14) 表彰、コンクール	<p>1.当該表彰、コンクールが不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.選考が公正に行われることになっているか。(例:個別選考に当たっての直接の利害関係者の排除)</p> <p>3.選考に当たって専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4.表彰、コンクールの受賞者・作品、受賞理由を公表しているか。</p> <p>5.表彰者や候補者に対して当該表彰に係る金銭的な負担(応募者から一律に徴収する審査料は除く。)を求めているか。</p>	<p>(この法人の目的を達成するために必要な事業:老人クラブ等功労者の集い)</p> <p>1 老人クラブは、高齢者の福祉の増進を目的に自主的に活動しており、県老人クラブ連合会は、この老人クラブ活動を推進することを目的に掲げている法人である。それぞれの地域で老人クラブ活動を推進することは、活力ある地域づくりに寄与するものであり、不特定多数のい地域住民の利益に寄与するものである。「老人クラブ等功労者の集い」を開催し、老人クラブ等で実施している様々な活動に功績があった個人及び団体並びに県老人クラブ連合会に協力援助しその発展に寄与した個人及び団体を表彰し、老人クラブ等の発展充実を図っていく。また、県高齢者福祉功労者表彰と共催で実施しており、高齢者福祉の意識の高揚を図っている。</p> <p>2 表彰該当者について、年数、功績等の選定基準を設定している。</p> <p>3 専門的内容の表彰ではないため、県老人クラブ連合会の役員から理事長が選考委員を選任している。</p> <p>4 受賞者及び受賞理由については、集いのプログラムに掲載している。</p> <p>5 金銭的な負担は一切求めている。</p>	
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	<p>1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p>	<p>(老人クラブの育成指導や活動推進に資する事業:単人クラブリーダー新任会長研修会への助成、高齢者の生きがいや健康づくり・介護予防を推進する事業:ニュースポーツ交流の集いへの支援、高齢者の地域における支え合い、暮らしの安全安心に資する事業:友愛チームの推進・友愛チーム</p>	

ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)
イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)
ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)
エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)
(注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。

資質向上研修会・老人クラブ開放地域連携モデル事業・地域の安全安心事業・パソコン活用事業への助成) 1 事業目的 老人クラブは、高齢者の福祉の増進を目的に自主的に活動しており、県老人クラブ連合会は、この老人クラブの活動を推進することを目的に掲げている法人である。県老人クラブ連合会の事業のうち、ブロック単位で実施した方が合理的で実効性のある事業(単位クラブリーダー新任会長研修会、ニュースポーツ交流の集い、友愛チーム資質向上研修会)、メニュー事業のうち市町村老人クラブ連合会が希望する事業(友愛チーム活動、老人クラブ開放地域連携モデル事業・地域の安全安心事業・パソコン活用事業)は県老人クラブ連合会友愛チーム補助金交付要綱、市町村老連地域活動支援事業助成金交付要綱に基づき、補助金、助成金を交付し事業実施している。
2 事業の合目的性 ブロックの監事の市町村老人クラブ連合会及び各市町村老人クラブ連合会は、県老人クラブ連合会と目的を同じくしている団体で、それぞれの地域の老人クラブ活動を推進することは、活力ある地域の社会づくりに寄与するものである。ア 老人クラブへの入会は常に門戸は開かれており、市町村老人クラブ連合会活動の推進を図ることは、地域の福祉の向上に寄与している。イ 老人クラブ等活動推進員等の助言指導をうけることにより、事業の質を確保している。ウ 助成内容は、県老人クラブ連合会補助金交付要綱に基づき適正かつ公平に審査・先行し、理事会に報告している。エ ブロック及び市町村老人クラブ連合会で実施することにより、参加できる人員が増大し、一般高齢者の体験参加や会員加入促進が図れる。

[3]本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

- 注1 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。
- 注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

令和8年度

収支予算

ゆめクラブ神奈川・マスコットキャラクター



ゆめクラブ神奈川

公益財団法人神奈川県老人クラブ連合会

収支予算書(正味財産増減計算ベース)

2026年4月1日から2027年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益事業費	その他事業費	法人会計	合 計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運益	24,000	0	0	24,000
基本財産受取利息	24,000	0	0	24,000
特定資産運用益	1,000	0	0	1,000
特定資産受取利息	1,000	0	0	1,000
受取分担金	2,738,000	0	2,738,000	5,476,000
受取分担金	2,738,000	0	2,738,000	5,476,000
事業収益	110,000	688,000	0	798,000
機関紙等収益	110,000	0	0	110,000
各種行事参加収益	0	688,000	0	688,000
受取補助金	15,169,000	0	0	15,169,000
受取地方公共団体補助金	15,169,000	0	0	15,169,000
受取民間補助金	0	0	0	0
受取委託費	13,500,000	0	0	13,500,000
受取地方公共団体委託費	13,500,000	0	0	13,500,000
受取民間委託費	0	0	0	0
受取寄付金	350,000	150,000	0	500,000
受取寄付金	150,000	150,000	0	300,000
受取具共募寄付金	0	0	0	0
受取事業活動基金	100,000	0	0	100,000
受取賛助会費	100,000	0	0	100,000
雑収益	286,000	0	0	286,000
受取利息	1,000	0	0	1,000
福利協会退職年金	0	0	0	0
雑収益	285,000	0	0	285,000
経常収益計 ①	32,178,000	838,000	2,738,000	35,754,000
(2) 経常費用				
事業費	31,404,000	999,000	0	32,403,000
給料手当	6,053,000	232,000	0	6,285,000
臨時雇賃金	0	0	0	0
賞与引当金繰入	1,745,000	70,000	0	1,815,000
退職給付費用	0	0	0	0
法定福利費	977,000	50,000	0	1,027,000
共済掛金	0	0	0	0
福利厚生費	94,000	4,000	0	98,000
会議費	64,000	0	0	64,000
旅費交通費	1,399,000	4,000	0	1,403,000
役員費	0	0	0	0
通信運搬費	455,000	0	0	455,000
減価償却費	0	0	0	0
消耗什器備品費	351,000	0	0	351,000
消耗品費	2,012,000	20,000	0	2,032,000
印刷製本費	461,000	0	0	461,000
新聞・図書費	5,000	0	0	5,000
修繕維持費	268,000	0	0	268,000
賃借料	3,456,000	609,000	0	4,065,000
保険料	4,000	0	0	4,000
諸謝金	692,000	10,000	0	702,000
支払手数料	0	0	0	0
租税公課	6,000	0	0	6,000
支払負担金	101,000	0	0	101,000
支払寄付金	0	0	0	0
支払助成金	13,164,000	0	0	13,164,000
支払利息	0	0	0	0
委託費	91,000	0	0	91,000
雑費	6,000	0	0	6,000

(単位:円)

科 目	公益事業費	その他事業費	法人会計	合 計
管 理 費	0	0	4,099,000	4,099,000
給料手当	0	0	1,404,000	1,404,000
臨時雇賃金	0	0	0	0
賞与引当金繰入	0	0	396,000	396,000
退職給付費用	0	0	0	0
法定福利費	0	0	221,000	221,000
共済掛金	0	0	0	0
福利厚生費	0	0	22,000	22,000
会 議 費	0	0	0	0
旅費交通費	0	0	426,000	426,000
役員費	0	0	75,000	75,000
通信運搬費	0	0	72,000	72,000
減価償却費	0	0	0	0
消耗什器備品費	0	0	1,000	1,000
消耗品費	0	0	26,000	26,000
印刷製本費	0	0	5,000	5,000
新聞・図書費	0	0	0	0
修繕維持費	0	0	68,000	68,000
賃 借 料	0	0	329,000	329,000
保 險 料	0	0	0	0
諸 謝 金	0	0	0	0
支払手数料	0	0	2,000	2,000
租税公課	0	0	526,000	526,000
支払負担金	0	0	496,000	496,000
支払寄付金	0	0	0	0
支払助成金	0	0	0	0
支払利息	0	0	0	0
委託費	0	0	0	0
雑 費	0	0	30,000	30,000
経常費用計 ②	31,404,000	999,000	4,099,000	36,502,000
当期経常増減額 ①-②=③	774,000	△ 161,000	△ 1,361,000	△ 748,000
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				0
経常外収益計 ④	0	0	0	0
(2) 経常外費用				0
経常外費用計 ⑤	0	0	0	0
当期経常外増減額 ④-⑤=⑥	0	0	0	0
当期一般財産増減額 ③+⑥=⑦	774,000	△ 161,000	△ 1,361,000	△ 748,000
一般正味財産期首残高 ⑧	22,331,533	△ 1,723,016	579,502	21,188,019
一般正味財産期末残高 ⑦+⑧=⑨	23,105,533	△ 1,884,016	△ 781,498	20,440,019
II 指定正味財産増減の部				0
当期指定正味財産増減額 ⑩	0	0	0	0
指定正味財産期首残高 ⑪	1,000,000		0	1,000,000
指定正味財産期末残高 ⑩+⑪=⑫	1,000,000		0	1,000,000
III 正味財産期末残 ⑨+⑫	24,105,533	△ 1,884,016	△ 781,498	21,440,019

資金調達及び設備投資の見込みについて

1 資金調達の見込みについて

当期中における借入による資金調達の予定はありません。

2 設備投資の見込みについて

当期中における設備投資（除却又は売却を含む。）の予定はありません。